

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】 「<u>【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる</u>」</p> <p>【申立内容】 「<u>【評定】中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある</u>」に変更願いたい。</p> <p>加えて、「注目される」事項として以下のような内容を追加していただきたい。</p> <p>安心・安全なキャンパスづくりを実現するために「キャンパスマスタープラン2016」に基づく環境整備を目的として、寄附金「未来開拓基金」を立ち上げ、平成28年度は350名から1,065,783千円の御寄附を、また、平成29年度は「未来開拓基金」及び「安全なキャンパスづくり」に賛同いただいた合計1,727名から総額350,389千円の支援をいただいた。その後も切れ目なく多くの方々より寄附金が集まっている。この成果は、お茶の水女子大学140年余りの歴史の中で例を見ない特筆すべきものである。</p> <p>この寄附金を活用して、国際交流・地域貢献・世代間交流の3つの目的を持つ集いの場として「国際交流留学生プラザ」（4階建、延床面積2,370㎡）の建設を決定し、留学生や海外からの研究者と一般学生、附属学校の児童・生徒、同窓生や地域住民が共に学ぶ空間（国際交流室、多目的ホール、セミナー室、歴史資料室、社会連携室</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 申立て理由に記述された取組を含め、その他業務運営の取組の状況を総合的に勘案した評定としているため。</p>

等)や宿泊施設、インフォメーションセンター等を備えた国際交流と地域貢献の拠点として平成31年3月の完成を目指している。

また、学生の能動的・多面的学修環境の強化、地域住民及び協定締結校との連携の場として活用するため、「附属図書館の増改築工事」を決定し、併せて起伏の多い敷地内で、障害者や地域住民、協定校の学生・生徒等の施設利用の便宜を図るため、附属図書館からアクセスできる屋外エレベーターを設置する等のバリアフリー化を早期に完成させた（平成30年2月完成）。

さらに、第二次大戦中において軍に供出した後、仮設の状態であった大学正門の門扉を昭和11年建設当時の形に復元し、歴史と伝統を承継する形にした（平成29年8月完成）。

【理由】

環境整備計画の主な財源は、寄附金「未来開拓基金」であり、多くの方々から賛同いただけるよう大学、附属学校、全同窓会や後援会が有機的に連携した「オールお茶の水体制」を構築して、間断なく周知活動を行った結果、附属図書館増改築と併せて、前倒しで屋外エレベーター設置等のバリアフリー化を完成させ、障害者や地域住民等の施設利用を容易にした。こうして、全学が一体となった努力の結果、建設に必要な寄附金の獲得と教育環境整備を充実させることができた。

これらは、小規模大学である本学にとって、過去に例のない顕著な実績である。

以上の事情を踏まえて、本学としては、「特筆すべき進捗状況」と考えておりますので、今般の評定につきまして、再度、御一考いただけますようお願い申し上げます。

国立大学法人名古屋大学

法人番号：45

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる (理由) 年度計画の記載7事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。</p> <p>【申立内容】 「I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標」における「注目」事項について再考いただき、【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる (理由) 年度計画の記載7事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、<u>下記の状況等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p><u>平成29年度の実績のうち、下記の事項について注目される。</u></p> <p>○「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ」を開館しジェンダー問題についての知の長期保存、研究、普及及びネット</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「注目すべき点」については、各法人から提出された実績報告書の記述に基づき、各法人の優れた点や強み・特色が発揮されている点が認められ、かつ、成果が確認できる場合等に付すこととしており、申立て理由に記述された取組が位置付けられている「業務運営の改善及び効率化」の観点から、取組及び成果の状況を総合的に勘案しているため。</p>

ワークの拠点を形成

我が国において先例の少ない特色あるライブラリを開館し、和図書11,604冊、洋図書5,062冊にのぼる多数の図書の登録及び名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ開館記念講演会「女性史の過去と未来」や「水田珠枝文庫」企画展示等を開催することにより、ジェンダー研究関係者等、全国から幅広い世代の参加を得て、ジェンダー研究者に学术交流の機会を提供した。このほか、名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリニュースレター『GRL NEWS』を発刊し、大学内外への送付（126通）、来館者に向けた館内配布により、同ライブラリの事業を広く発信し、ジェンダー研究に関わる他機関とのネットワーク構築を進めるなどライブラリを活用してジェンダー学を通じたジェンダー研究の普及等を行った。

【理由】

「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ」は、ジェンダーに係る理念及び施設の運営と活用に関する、篤志家及び公益財団法人との数年間にわたる協議の中で、本学の男女共同参画における高い実績を評価していただき、その結果として施設と20年間の運営費に係る寄附を得ることができたものと認識している。本ライブラリでは、上記のとおりジェンダー関連に特化した図書資料約2万冊を所蔵し、一般への公開や、ジェンダー研究に関わる講演会、セミナー等を開催している。これは、男女共同参画の推進の観点のみならず、国立大学の運営について社会と連携し、研究成果を社会に還元する好循環のモデルとしても先導的な実績と考えており、この点を踏まえつつ、再度ご審議いただければ幸いである。

<p>【評価項目】</p> <p>2 項目別評価</p> <p>I. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】</p> <p>「【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる</p> <p>(理由) 年度計画の記載4事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、平成28年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が実施されているほか、<u>下記の状況等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>平成29年度の実績のうち、下記の事項について課題がある。</p> <p>○毒劇物等の不適切な管理</p> <p>「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である向精神薬について、<u>創薬科学研究科において向精神薬試験研究施設としての登録されていないにもかかわらず保管・使用を行うなど不適切な管理が行われていたことから、再発防止に向けた組織的な取組を実施することが望まれる。</u>」</p> <p>【申立内容】</p> <p>「I. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(4) その他業務運営に関する重要目標」における課題事項について再考いただき、【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】</p> <p>「【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる</p> <p>(理由) 年度計画の記載4事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認め</p>	<p>【対応】</p> <p>課題事項の記述は削除しない。</p> <p>ただし、再発防止に向けた取組が既に実施されていること等を踏まえ、記述の一部を以下のとおり修正する。</p> <p>○毒劇物等の不適切な管理</p> <p>「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である向精神薬について、向精神薬試験研究施設として登録されていないにもかかわらず保管・使用を行うなど不適切な管理が行われていた部局があったことから、再発防止に向けた組織的な取組を引き続き実施することが望まれる。」</p> <p>【理由】</p> <p>本件においては、向精神薬試験研究施設として登録されていないにもかかわらず規制対象である向精神薬を保管・使用していた部局及び登録された場所とは異なる場所で保管・使用している部局があったことを踏まえ、法人に求められる管理体制として法に照らして不適切な状態であったことを課題として指摘しているため。</p>
--	--

られるとともに、平成28年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が実施されていること等を総合的に勘案したことによる。」

【課題の記載が削除されず残る場合は、以下のように一部表現を修正】

平成29年度の実績のうち、下記の事項について課題がある。

○毒劇物等の不適切な管理

「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である向精神薬について、向精神薬試験研究施設としての登録がされていないにも関わらず保管・使用を行うなど不適切な管理が行われていた部局があったことから、再発防止に向けた組織的な取組を継続し、引き続き適切に管理することが望まれる。」

【理由】

当該事案は、本学が自らの調査により発見し、これを厳粛に受け止めた上で、既に原因・理由の解明、全学的な管理体制の見直しを含む学内対応、対外報告等、組織的な取組について実施済みの事案であり、課題とのご指摘には当たらないものと認識している。

以下、本事案に係る経緯等について、簡潔に示すので、この点を踏まえつつ、少なくとも本事案に対する組織的取組を既に実施していることが明確になる表現に修正するか、あるいは、課題との指摘自体を削除するかを再度ご審議いただければ幸いです。

(1) 学内の組織的、主体的な調査により、「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である向精神薬を東海北陸厚生局の許可を受けずに所持していた事例を把握。

- | | |
|---|--|
| <p>(2) 厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部に報告（H29.4.28）。</p> <p>(3) 上記麻薬取締部の立入調査を受け、保管、使用において未登録であるという点が違法状態であることを確認。麻薬取締部からの注意及び指導（H29.5.10）。</p> <p>(4) 本学の環境安全衛生管理室から該当部局を含む全部局へ、「試験研究に用いる向精神薬の管理体制の見直しについて（通知）」（H29.9.5）を発出し、窓口の一本化、定期点検の実施、化学物質管理システムへの登録の徹底等の全学的な体制の見直しを実施。</p> <p>(5) 環境安全衛生管理室が中心となり、向精神薬を含む、許認可が必要な試薬について、2度の全学調査（H29.9及びH30.2）により学内全ての場所の徹底調査を実施。加えて、現場確認、違法試薬の購入・保管・使用に関する報告書の作成、見届け試薬に係る再確認、新規申請及び変更届の提出、学内施設への立入調査を実施。</p> <p>(6) 名古屋大学における「試験研究に用いる麻薬・向精神薬・覚せい剤・覚せい剤原料・特定毒物の管理に関する手引き」を新たに作成し、全学へ周知徹底。（H29年度準備、H30.6月完成）</p> <p>(7) 研究用途の麻薬、向精神薬等の適正な管理、作業の記録等に向け「名古屋大学化学物質等安全管理規定に定める化学物質等に関する申合わせ」の改正を実施（H29年度準備、H30.6月発議、10月改正）。</p> | |
|---|--|

国立大学法人九州大学

法人番号：73

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II 教育研究等の質の向上の状況</p> <p>【申立内容】 「共創学部」について「注目すべき点」に追加願いたい。</p> <p>【理由】 共創学部では「能動的学習能力」「課題構想力」「協働実践力」「国際コミュニケーション力」の態度・能力の涵養を通して「共創的課題解決力」を養うこととしている。この高い教育構想を実現するために、広範囲の専門分野から50名程度の専任教員を必要とした。 教員が学部や研究科に所属している通常の組織形態では、これほどの数の専任教員を各組織から抛出・異動させることはまず困難である。①教育組織と教員組織を分離している「学府・研究院制度」が本学にあったからこそ共創学部の設置が可能となった。また②「学府・研究院制度」をもってしても手当てできない分野の教員4名の採用は、他大学に類例のない本学独自の「大学改革活性化制度」を最大限に機能させた結果、可能となった。 さらに学生定員確保の面でも、③全学部からの105名の学生定員抛出は、全学委員会等における十分な回数の深い議論と総長のリーダーシップがなければ不可能であった。 平成29年度は、総長の強力なリーダーシップの下で、本学独自の制度を最大限機能させながら、本学教職員が一丸となって、それまでに設計した共創学部の高い教育構想を実現につなげた年度である。このような共創学部の実現に向けたプロセスと行動は、自律的な組織改革を目指す他大学にも極めて大きな影響力をもつものであり、「注目すべき点」であ</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「注目すべき点」については、各法人から提出された実績報告書の記述に基づき、各法人の優れた点や強み・特色が発揮されている点が認められ、かつ、成果が確認できる場合等に付すこととしている。申立て理由に記述された「共創学部」（平成30年4月設置）に関する取組については、教育研究等の質の向上に関する観点から、その成果も含めて総合的に勘案して判断することが適当であるため。</p>

<p>ると考える。</p> <p>各制度の具体的活用方法は以下のとおりである。</p> <p>①「<u>学府・研究院制度</u>」の活用</p> <p>本学独自の制度である「学府・研究院制度」は、大学院の教育組織としての「学府」と教員の所属する研究組織である「研究院」を別組織とする、教育組織と教員組織の分離である。この制度を活用して、教育組織である共創学部に対し、<u>教員組織の枠組みを超えて各研究院等から多彩な教員が全学体制で参画</u>することができた。これにより共創学部には 48名の専任教員を配置し、28名の兼任教員とともに、異なる分野の学知を組み合わせながら課題発見・解決型のプロブレムベースの教育を実施する体制を全学的な規模で整えることができた。この体制整備は、単なる個別部局の改組レベルのものではなく、「学府・研究院制度」を活用し既存の組織からもれなく教員を拠出するという、まさにオール九大での協力体制を構築できる本学ならではの成果であるといえる。</p> <p>②「<u>大学改革活性化制度</u>」の活用</p> <p>本学独自の制度である「大学改革活性化制度」は、各部局からの教員ポスト1%分を原資として、大学の将来構想に必要なポストに再配分する仕組みである。総長がリーダーシップを発揮して、共創学部設置を「大学改革活性化制度」の重点領域に指定することにより、平成29年度には教授2名、平成30年度には教授1、准教授1名の各ポストを配分できた。これらの教員は、共創学部新たに求められる特有の業務（海外留学義務付けに伴う学生のアウトバウンドに係る担当教員（留学プログラムの開発・運営等含む）、交換留学実施に伴うインバウンドに係る担当教員（教育プログラムの開発・実施等含む）、課題発見・解決型のプロブレムベースの授業科目設計担当教員等）を行う教員であり、学内では措置困難であった。つまり、<u>「学府・研究院制度」による学内資源の活用では措置できない教員であったが、それを「大学改革活性化</u></p>	
--	--

<p><u>制度」によるポスト配分により外部から新規採用</u>した。このことは本学ならではの特筆すべき成果である。</p> <p>この二つの制度を効果的に活用したことにより、共創学部理念を達成できる教員組織を構築することができた。</p> <p>③学生定員の確保</p> <p>学生定員確保の体制については、総長のリーダーシップにより、新学部設置に必要な定員の拠出について全学的に理解を求め、<u>既存学部の入学定員 105 名を新学部</u>に再配分することとした。既存学部から新学部への定員拠出の必要性を全学的に共有し、これにより<u>学部定員を増員することなく</u>、社会的要請の高い人材育成に取り組む新学部への大規模な定員配置に結びつけることができたのは、<u>総長の強いリーダーシップを中心としたガバナンスが極めて有効に機能したことを示すものである。</u></p> <p>上記のことは、共創学部設置という結果のみに留まらず、<u>本学独自の二つの全学的制度が有効に機能した、というプロセス</u>も大きな成果といえる。さらにこのプロセスにより、教員や学生定員を拠出した<u>既存学部にも全学協力体制への理念を浸透させるなど、これまで以上にガバナンスの強化が図られたことも成果として挙げる</u>ことができる。</p> <p>言い換えればこれらの成果は本学でなければなし得なかった形であり、共創学部の設置を達成したのみならず、ガバナンスが遺憾なく発揮され、更に強化されたという成果、また既存学部への好影響という成果も生じているので、十分に注目に値すると考える。</p>	
---	--

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>【申立内容】 「外部委員による提言の大学運営への反映」または「各種評価に係る取組の連動化と評価システムの統合」について「注目すべき点」に追加願いたい。</p> <p>【理由】 教員の入力負担軽減による研究教育時間の確保と外部委員からの指摘（教員の評価疲れの解消）への対応を主目的として、さらにはその結果としてのIR機能の強化やレピュテーション向上を目指して、従前の2つのシステムを統合して、「九州大学教員活動進捗・報告システム(Q-RADeRS)」を構築した。このことにより教員負担の大幅減、研究者情報へのアクセス増、それによる教員の意識改革とレピュテーション向上など十分な成果を上げている。第3期中期目標期間においてはIRの機能強化も課題となっていることに鑑みれば、本学のこの取組は、他大学の先例となるような「注目すべき点」であると考える。 以下に概要を記述する。 システム構築に当たっては、入力項目の精査・見直しによる項目数削減のほか、外部データベースとの連携を積極的に行った。 特に外部データベース「研究者プロファイリングツール (Pure)」及び「学務情報システム」をQ-RADeRSに自動連携し、</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 申立て理由に記述された取組及び成果の状況を含め、総合的に勘案しているため。</p>

<p>これまで手動で入力していた論文情報や担当授業科目及び指導学生情報を一括で取り込む機能を実装した。この連携の効果として、教員が入力に費やす時間が大幅に削減されることとなり、削減時間は年間で約5,500時間に及び、これを授業科目に換算すると約250科目に相当する。この削減時間はそのまま教員が教育研究に充てられる時間の増に繋がる。</p> <p>また、PureとQ-RADeRSの連携により、第3期中期目標期間の4年目終了時評価で提出することとなる「研究業績説明書」について、根拠となる論文データ等がもれなく収集・蓄積されることにより、<u>教員の活動がよりアピールできるとともにレピュテーションの向上も期待</u>できる。</p> <p>教員からの評判も高く、「データ入力の時間が大幅に減った上、手入力しなければならぬ負担から開放された」、「論文を出す度にシステムに手入力しなければならぬ心配をしなくてよくなった」、「論文を多く出す教員や多くの講義を担当する教員ほど入力負担が増えるジレンマが解消した」等の意見が集まっている。</p> <p>なお、今年度、<u>統合されたシステムへの入力率は、専任教員2,044人中2,042人と、ほぼ100%になっている。</u></p> <p>上記のように、システム統合により教員の負担が大幅に軽減され、教育研究等に費やす時間を生み出すことによる教育研究活動の更なる活性化が期待されるとともに、これに留まらず、教員活動のより効果的なアピールや、今後の評価活動等への十分な活用に繋がるなど、今回のシステム統合は極めて大きな注目に値すると思われる。</p>	
---	--